

## 条件付き一般競争入札公告

社会福祉法人桜木会「特別養護老人ホーム桜木園」の移転増改築工事について、下記の通り条件付き一般競争入札を公告いたします。

公告日 平成30年2月5日  
社会福祉法人桜木会  
理事長 濱崎 正明

### 記

#### 1 工事概要

- (1) 工事番号 第3001号
- (2) 工事名 特別養護老人ホーム桜木園移転増改築工事
- (3) 工事場所 青森県むつ市中央2丁目104他
- (4) 工種 建築工事一式
- (5) 工期 契約締結の翌日から平成30年3月31日まで（工期延長の場合がある）
- (6) 工事概要 用途 特別養護老人ホーム60床、ショートステイ20床他  
構造 鉄骨造 地上2階建  
面積 建築面積3759.00㎡ 延床面積5565.62㎡

#### 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 建設業法に定める営業停止期間中でないこと。
- (3) 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札までの間に青森県の指名停止期間中及び入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく構成手続き開始の申し立てが成されている者でないこと。
- (5) 上北（十和田市、三沢市、上北郡）、下北（むつ市、下北郡）管内に本店を有していること。
- (6) 青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成2年3月青森県規則第18号）第6条の規定により、建築一式工事で特A級の決定を受けていること。
- (7) 直近年度の経営事項審査の総合評点が建築一式工事で950点以上であること。
- (8) 過去10年間に同種又は類似施設の建設工事（建築一式工事で契約金額3億円以上のものに限る）の施工実績を有する者であること。
- (9) 入札に係る工事について、建設業法第26条第1項の主任技術者又は同第2項の監理技術者を置く事が出来る者であること。

### 3 申請書類の提出

- (1) 受付期間 平成 30 年 2 月 13 日 (月) 午後 5 時まで
- (2) 提出方法 持参又は書留郵便
- (3) 提出書類 条件付き一般競争入札参加資格申請書及び添付書類 (青森県様式準用)  
※当法人ホームページから取得可能
- (4) 提出部数 1 部
- (5) 提出場所 社会福祉法人桜木会 法人本部事務局  
〒035-0073 青森県むつ市中央 2 丁目 13 番 15 号  
電話 0175-31-0708 F A X 0175-31-0709

### 4 設計図書の縦覧

- (1) 配布期間 平成 30 年 2 月 20 日 (火) (C D-R) 貸与 ※入札時返却
- (2) 質疑・回答 設計図書に関する質問は、平成 30 年 3 月 9 日までに質問書を同封書類に記載ある設計・監理者へメール又は FAX で送付すること。  
回答は平成 30 年 3 月 16 日 (金) までにメール又は FAX で送付する。
- (3) 現場説明 無

### 5 入札執行について

- (1) 日 時 平成 30 年 3 月 23 (金) 午前 10 時
- (2) 場 所 青森県むつ市中央 2 丁目 13 番 15 号 社会福祉法人桜木会本部会議室
- (3) 執行回数 原則 2 回を限度とする。

### 6 入札保証金 免除する。

### 7 契約保証金

契約金額の 100 分の 8 以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供させるものとする。ただし、次の一に該当するときは、その納付を免除する。

- ア 保険会社との間に当法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- イ 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

### 8 最低制限価格 設定しない

なお、最低制限価格を設定した場合は、予定価格以内の価格で最低制限価格以上の価格のうち最低の価格の入札者を落札者とする。

### 9 支払方法 前払金 有・無、部分払 有・無

なお、完成引渡時の残額については、青森県の当該整備に係る補助金受領時とする。

### 10 入札書記載金額等

- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当す

る金額を加えた額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札書の余白に備考として次のように記載すること。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）である。

## 11 その他

- (1) 入札書は任意の用紙を用い、封書にして所定の時刻までに入札箱に投入すること。
- (2) 代理人をもって入札させるときは、入札前に委任状を提出するとともに、入札書は代理人名義で作成し、代理人の使用印鑑を押印すること。
- (3) 入札は、郵便によって行うことはできない。

以上